

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】都市計画課 街路係

個人情報ファイルの名称	排水路および都計道占用・貸借箇所および期限.xlsx	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設環境部都市計画課街路係	
個人情報ファイルの利用目的	排水路占用物件及び占用者情報を管理するため	
記録項目	1 占用者情報（氏名、電話番号、郵便番号、住所、送付先氏名、送付先郵便番号、送付先住所）2 占用物件情報（占用箇所地番、路線名、登録期限、占用目的、占用物件、数量、有料金額、無料理由）	
記録範囲	排水路占用申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人、固定資産税係、法務局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 3 月 2 9 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】都市計画課下水道室下水道管理係

個人情報ファイルの名称	下水道事業受益者負担金システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設環境部都市計画課下水道室	
個人情報ファイルの利用目的	下水道事業受益者負担金賦課徴収事務を行うため	
記録項目	1 土地所有者氏名、2 住所、3 土地の所在、4 地積、5 登記地目、6 現況地目、7 受益者負担金額、8 納付額、9 納付日、10 猶予又は減免内訳、11 銀行口座、12 電話番号、13 納付協議記録	
記録範囲	下水道使用者である土地所有者、権利者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、税務課資産税係、法務局	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	申告及び決定情報について、申請書等通知をまとめたマニュアル処理ファイル有	

作成日（最終修正日）: 令和 5 年 1 月 1 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】都市計画課下水道室下水道管理係

個人情報ファイルの名称	公共下水道未接続家屋台帳	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設環境部都市計画課下水道室	
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道への接続推奨事務を行うため	
記録項目	1 土地及び家屋所有者氏名、2 住所、3 受益者負担金納付状況、4 現在の排水環境（浄化槽又は汲み取り）、5 居住実態、6 訪問又は書面調査で確認した公共下水道への接続意思	
記録範囲	未接続家屋の居住者、権利者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、不動産業者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	訪問または書面調査結果の書面をまとめて保管。Excel 化した電算処理ファイルは内部資料として使用。	

作成日（最終修正日）: 令和 5 年 1 月 1 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】都市計画課下水道室下水道管理係

個人情報ファイルの名称	排水設備等計画申請台帳	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設環境部都市計画課下水道室	
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道への接続工事を申請し、工事完了した家屋の情報	
記録項目	1 申請者氏名、2 住所、3 電話番号、4 工事家屋の規模、5 土地及び家屋並びに排水設備の権利者（申請者と異なる場合）、6 指定工事店の責任者氏名、7 工事家屋の位置図、8 配管図、9 縦断図、10 配管立図（3階以上の家屋の場合）	
記録範囲	工事申請者、権利者、排水設備指定工事店	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、不動産業者、排水設備指定工事店	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	申請書類及び完了書類、各種図面をまとめたマニュアル処理ファイルとして保管	

作成日（最終修正日）：令和5年1月11日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】都市計画課下水道室下水道管理係

個人情報ファイルの名称	上下水道料金システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設環境部都市計画課下水道室	
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道の使用者の情報を確認する。	
記録項目	1 届出者氏名、2 住所、3 電話番号、4 使用場所、5 使用者氏名、6 使用水区分、7 使用開始および廃止年月日、8 使用人員、9 使用料納入方法、10 納入書（領収書）等送付先、11 納入方法、12 口座情報（口座振替対象者のみ）、13 各期の使用水量、14 各期の使用料額、15 使用料滞納時の対応状況	
記録範囲	届出者、使用者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	下水道使用料収納業務委託業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	上水道料金算定のための計量器とメーター数値を共有するため、三芳水道企業団が管理しているシステムにて下水道使用料を算定。賦課簿等マニュアル処理ファイルを出力している。	

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 1 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】都市計画課下水道室下水道管理係

個人情報ファイルの名称	公共下水道使用開始届	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設環境部都市計画課下水道室	
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道の使用者の情報を確認する。	
記録項目	1 届出者氏名、2 住所、3 電話番号、4 使用場所、5 使用者氏名、6 使用水区分、7 使用開始年月日、8 使用人員、9 使用料納入方法、10 納入書（領収書）等送付先	
記録範囲	届出者、使用者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	下水道使用料収納業務委託業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	下水道使用料収納業務委託業者が、届出書データを収納管理システムに別途入力・管理している。	

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 1 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】都市計画課下水道室下水道管理係

個人情報ファイルの名称	公共下水道使用廃止届	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設環境部都市計画課下水道室	
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道の使用を廃止する者の情報を確認する。	
記録項目	1 届出者氏名、2 住所、3 電話番号、4 使用場所、5 使用者氏名、6 使用水区分、7 使用廃止年月日、8 使用人員、9 使用料納入方法、10 納入書（領収書）等送付先、11 転出先住所	
記録範囲	届出者、使用者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	下水道使用料収納業務委託業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	下水道使用料収納業務委託業者が、届出書データを収納管理システムに別途入力・管理している。	

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 1 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】都市計画課下水道室下水道管理係

個人情報ファイルの名称	公共下水道使用変更届	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設環境部都市計画課下水道室	
個人情報ファイルの利用目的	公共下水道の使用者の情報変更を確認する。	
記録項目	1 届出者氏名、2 住所、3 電話番号、4 使用場所、5 新旧使用者氏名、6 使用水区分、7 使用廃止年月日、8 使用人員、9 使用料納入方法、10 納入書（領収書）等送付先	
記録範囲	届出者、使用者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	下水道使用料収納業務委託業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考	下水道使用料収納業務委託業者が、届出書データを収納管理システムに別途入力・管理している。	

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 1 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】都市計画課下水道室下水道施設整備係

個人情報ファイルの名称	浄化槽意見書	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設環境部都市計画課下水道室	
個人情報ファイルの利用目的	浄化槽を設置する場所の状況確認を行うため	
記録項目	1 浄化槽設置者氏名、2 住所、3 設置場所	
記録範囲	浄化槽設置者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、浄化槽設置工事業者、	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）: 令和 5 年 1 月 2 3 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】都市計画課下水道室下水道施設整備係

個人情報ファイルの名称	補助金交付申請書	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設環境部都市計画課下水道室	
個人情報ファイルの利用目的	国・県の補助事業事務を行うため	
記録項目	1 申請者氏名、2 住所、3 設置場所、4 電話番号	
記録範囲	補助金交付申請者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、浄化槽設置工事業者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）: 令和 5 年 1 月 2 3 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】都市計画課下水道室下水道施設整備係

個人情報ファイルの名称	浄化槽補助金交付申請等一覧	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設環境部都市計画課下水道室	
個人情報ファイルの利用目的	国・県の補助事業事務を行うため	
記録項目	1 申請者氏名、2 住所、3 設置場所、4 電話番号	
記録範囲	補助金交付申請者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人、浄化槽設置工事業者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）: 令和 5 年 1 月 2 3 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】都市計画課下水道室下水道施設整備係

個人情報ファイルの名称	公共汚水柵設置承諾書	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設環境部都市計画課下水道室	
個人情報ファイルの利用目的	公共汚水柵を民地等に設置するため	
記録項目	1 建物所有者氏名、2 住所、3 電話番号、4 土地所有者氏名、5 住所、6 電話番号	
記録範囲	建物所有者、土地所有者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）: 令和 5 年 1 月 2 3 日